

議員提出議案第5号

武蔵野市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和2年9月3日

提出者

18番 与座 武

20番 橋本 しげき

4番 深田 貴美子

6番 宮代 一利

9番 木崎 剛

10番 浜田 けい子

12番 内山 さとこ

24番 西園寺 みきこ

武蔵野市議会議長 小美濃 安弘 殿

## 武蔵野市議会会議規則の一部を改正する規則

武蔵野市議会会議規則（昭和26年8月武蔵野市議会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
目次	<p>目次</p> <p><u>第15章の2 協議又は調整を行うための場</u></p> <p><u>第15章の2 協議又は調整を行うための場</u></p> <p><u>（全員協議会）</u></p> <p><u>第82条の2 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として全員協議会を設ける。</u></p> <p><u>2 全員協議会は、全議員で構成し、議会人事等の議会運営及び市政に係る重要案件について協議し、又は調整する。</u></p> <p><u>3 全員協議会は、議長が招集する。</u></p> <p><u>4 全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>	<p>目次の章の追加</p> <p>章の追加</p>

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

武蔵野市議会基本条例（令和2年3月武蔵野市条例第1号）の制定に伴い、

全員協議会について規定する。